

○ 要確認事項への回答

1. 医療保険制度において、医療機関におけるカウンセリング費用は保険で賄われるのか。
→ 自律訓練法やカウンセリングなど、心身症の患者に対し、一定の治療計画に基づいて、心身医学療法を施した場合には、診療報酬上の評価を行っている。
2. 医療保険制度において、医療上必要な介護に要する費用は保険で賄われるのか。
→ 「医療上必要な介護」が何を意味するのか必ずしも明らかではないが、入院医療に伴う身の回りの世話をを行う看護補助者の配置は入院基本料として評価している。
3. 医療保険制度に関して、往路のタクシー代は出るが、復路のタクシー代は出ないとの指摘が犯罪被害者等からあったが、その指摘は正しいのか。
→ 医療保険においては、被保険者が傷病により移動することが著しく困難であり、一時的、緊急的な必要があって移送せざるを得ない時に、災害現場等から医療機関までに要した交通費を、移送費として支給することとしている。したがって、医療機関から帰宅する場合の費用など緊急的な医療の提供と関連のない費用を医療保険から支給することは困難である。
4. 医療保険制度に関して、症状固定後も長期間にわたって医療に関係する様々な出費（例えば、感染防止のエプロン代やおむつ代あるいは症状が再発しないか調べるための検査費用等）は対象とされていないとの指摘が岡村構成員からあったが、その指摘は正しいのか。正しいのであれば、対象とされていない理由は何か。
→ 診療報酬は、疾病・負傷に係る診療行為に対する対価としての性格を有するものであり、予防の観点から行われる再発防止のための検査費用等は、診療報酬上評価されない。また、おむつ代等に関しては、療養の給付と直接関係ないサービス等として、保険診療とは別に患者から実費を徴収できる取扱いとしているところである。
5. 障害者保健福祉施策において、自動車改造費用は環境整備費用として支給されるのか。支給されない場合、その理由は何か。
→ 障害者地域生活推進事業（本年10月からは地域生活支援事業）に位置付けられているが、当該費用の助成事業を行っていない市町村もあるため、支給されない場合もある。

6. 障害者保健福祉施策において、環境整備費用としての住宅改修費の支給は1回だけか。複数回支給される場合、限度はあるのか。

→ 原則1回である。(転居等やむを得ない場合を除く)

7. 障害者保健福祉施策において、義肢は補装具として支給されるのか。支給されない場合、その理由は何か。

→ 給付される。(10月から購入又は修理に要した費用の支給となる)

8. 障害厚生年金の支給額はどの程度か。

→ 障害厚生年金の支給額は以下のとおりです。

1級＝(報酬比例の年金額×1.25)＋配偶者加給年金

2級＝(報酬比例の年金額)＋配偶者加給年金

3級＝(報酬比例の年金額)

注) 3級の年金額が594,200円に満たないときは、594,200円とします。

注) 被保険者期間の月数が300月に満たないときは、300月に引き上げます。

平成15年度の障害厚生年金の平均年金月額

1級＝158,538円

2級＝122,993円

3級＝62,730円

9. 生活保護を受給している場合、犯罪被害給付金と生活保護の間で併給調整がなされるのか。調整される場合は、どのような形で調整されるのか。

→ 生活保護制度は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活のために活用することを要件として行われるものであり、世帯の収入はすべて収入認定することが原則である。

したがって、犯罪被害給付金についても、当該世帯の収入であれば、これを原則として認定することとなるが、犯罪被害給付金の趣旨及び性格を勘案し、当該被保護世帯の自立更生のために充てられるものと福祉事務所が認める額については、その範囲内において、収入として認定しないこととしている。

10. 生活保護を受給している場合、クーラーや自動車の所有は一切認められないのか。認められる場合は、誰がどのような基準に従って判断するのか。

→ クーラーについては、寝たきり老人や身体障害者などのいる世帯がその身体状況または病状からクーラーを利用している場合であって、その保有が社会的に適当であると保護の実施機関が認める場合は、保有を認めても差し支えないこととしている。

自動車については、原則としてその保有を認めていないが、障害者（児）の通院、通所及び通学に自動車を要する場合については、公共交通機関を利用することが著しく困難であって、自動車以外に通院等を行うことが極めて困難であること等のいくつかの条件を満たすものと保護の実施機関が判断するときは、その保有を認めても差し支えないこととしている。

11. 不動産を所有している場合、生活保護を受給することは一切できないのか。受給できる場合は、誰がどのような基準に従って判断するのか。

→ 不動産については、その処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合については、売却等による資産の活用を求め、保有を容認しないこととしている。

具体的には、当該実施機関における最上級位の標準3人世帯の生活扶助額に同住宅扶助特別基準額を加えた額の概ね10年分（約2千万円程度）の処分価値を目安とし、実施機関における処遇検討会等において、保有の可否を総合的に判断することとなる。

12. 第5回経済的支援に関する検討会において、白井構成員が示した事例（散弾を被弾した被害事例）において、介護保険又は障害者保健福祉施策における介護が受けられなかった理由は何か。

→（介護保険）

ご指摘の事例については、詳細を把握していないが、介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者等に該当すること及びその該当する要介護状態等区分について、市町村の認定（要介護・要支援認定）を受けなければならないとされており、その審査判定の過程において要件を満たしていないと判断されたものと考えられる。

なお、介護保険制度においては、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等と認定された者に対し、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うこととされており、40歳以上65歳未満の者については、政令で定める16の疾病（特定疾病）に該当する者のみ、給付を行っているところである。

（障害福祉サービス）

個別の事例についての詳細は不明であるが、身体障害者に該当する方で、障害福祉サービスを受ける必要があると市町村において認定されれば、障害福祉サービスを受けられるものとする。